



水産情報速報版

H19. 8. 3 1239
 静岡県漁業協同組合連合会
 ☎054-254-6011 Fax054-253-9343
 編集・発行 = 合併推進本部
 URL: <http://www.jf-net.ne.jp/sogyoren/>

漁協合併特集 第3号

1. 「合併したら漁業権はどうなるの？」

「合併したら一緒になるのだから今まで入れなかった別の漁協の漁業権漁場に入って漁ができるようになるのか？」なんて考える方がいらっしゃるかもしれませんが、答えは「ノー」です。

合併推進協議会では「漁業権の管理・行使方法は従来どおりの方法によるものとする」として合意が得られています。つまり、合併しても今までと変わらない形で漁ができるということです。では、どうしてそのようになるのでしょうか。

2. 漁業権に係る「同意制度」と「部会制度」

漁業権の得喪・変更等は組合員にとっては非常に重要なことですので総会において組合員の3分の2以上の賛成を必要とする特別決議事項となっています。

これまでの法律では、以下の問題点がありました。

漁業権の地元地区等と関係のない組合員が議決に参加するため漁業権の地元地区・関係地区の組合員の意思が十分に反映されない危険性がある。

総会で漁業権の得喪・変更を決定するため、一部地区の漁業権に関することでも、漁協全体での総会を開かなければならず面倒。

そこで、漁業法による「同意制度」、水協法による「部会制度」を導入することにより組合員が従来どおりの漁業ができるように対処します。では、これらの制度を導入することでどのように変わるのでしょうか。

同意制度の導入： 特定区画漁業権または第1種共同漁業権の放棄または変更等を行う場合は、漁業権の地元地区又は関係地区の組合員(准組合員を含む)の3分の2以上の同意が必要となります。つまり、当該地区以外の組合員を含む総会の議決で勝手に前浜の漁業権を放棄したりできないようになります。

自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

部会制度の導入： 漁業権ごとに部会を組織し、特定区画漁業権や共同漁業権の得喪や変更などに係るさまざまな意思決定は、部会を組織する組合員総数の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数の議決により、総会に代わって部会で行うことが可能になり、これまでのようにその都度総会を開催する必要がなくなります。

注1) 第2種～第5種共同漁業権については同意制度の対象外となります。

注2) 部会制度は、すべての共同漁業権が対象となります。また、部会の設置には合併組合の総会決議が必要ですので、合併後速やかに総会を開催して部会の設置のための手続が必要になります。

漁業権・漁業権行使規則の議決に対応する部会の地区は下の表のようになります。

	特定区画漁業権	共同漁業権	漁業権行使規則数		部会の地区(合併後を想定)
			特区	共同	
1	第1～3号	-	3	-	旧大熱海漁協の地区
2	第4号	-	1	-	旧網代港漁協の地区
3	-	第1号	-	-	旧大熱海・網代港漁協の地区
4	-	(〃)	-	4	旧大熱海漁協の地区
5	-	(〃)	-	1	旧網代港漁協の地区
6	-	第2号	-	1	旧初島漁協の地区
7	第5～6号	第3号	2	6	旧伊東市漁協の地区
8	第7～8号	第4号	2	1	旧稲取漁協の地区
9	第9～12号	第5号	4	1	旧下田市漁協の地区
10	-	第6号	-	-	旧下田市・南伊豆町漁協の地区
11	-	(〃)	-	1	旧下田市漁協の地区
12	-	(〃)	-	1	旧南伊豆町漁協の地区
13	第13～16号	第7号	4	1	旧南伊豆町漁協の地区
14	-	第8号	-	1	旧松崎町漁協の地区
15	-	第9号	-	-	旧仁科浜・田子漁協の地区
16	-	(〃)	-	1	旧仁科浜漁協の地区
17	第17号	(〃)	1	1	旧田子漁協の地区
18	-	第10号	-	1	旧安良里漁協の地区
19	-	第11号	-	1	旧土肥漁協の地区
行使規則の合計			17	22	